

令和7年度個人ばく露測定定着促進補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）が補助事業者として「個人ばく露測定定着促進補助金」の交付事業を執り行うに当たり、交付事務手続き等を定め、その業務の適切かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象等)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、本規程別表の第1欄に掲げる個人ばく露測定実施者とし、次に掲げる者とする。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する中小企業事業者

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次のイからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て全衛連が適当と認める者

2 補助金の交付の対象となる個人ばく露測定は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）に係る「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日 技術上の指針公示第24号）」に基づき、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定（次に掲げる規定に基づく測定を除く。）とする。

・有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

・鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

・特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第38条の21第2項及び第4項

・粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号

- 3 補助金は、本規程別表の第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、同第 4 欄に定める範囲において交付する。
- 4 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

（公募期間）

第 3 条 補助金の公募期間は 6 月 1 日から 10 月 31 日までとする。

2 予定額に比して申請総額が多額となった場合には、第 1 項に定める期間内であっても、補助金の交付に係る予算の執行状況等を見極めた上で、公募を中止する。この場合には、全衛連ホームページにおいてその旨を周知する。

3 審査の結果、補助金の額に残余があった場合は、11 月 1 日以降も追加の公募を行うことがある。この場合には、全衛連ホームページにおいてその旨を周知する。

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象となる経費は次の要件を満たすものでなければならない。

- ① 補助金の交付決定通知後に、測定した経費であること。
- ② 本規程別表の第 2 欄に規定する範囲の経費であること。

（申請）

第 5 条 補助金の申請は、別添様式 1 を用いて行うものとする。

2 申請は、原則として電子申請又は郵便により行うものとする。

（補助金の交付決定）

第 6 条 全衛連は、第 3 条に規定する公募期間中、毎月末を中間締切日として公募期間を区切って第 2 項に基づき交付決定に係る審査を行う。

2 補助金の交付決定に当たっては、以下の事項が確保されていることを確認する。

- (1) 申請者が第 2 条第 1 項のいずれかに該当すること。
- (2) 申請者が、雇用保険、労災保険、社会保険等に参加しているとともに、次に掲げる事項の全てを満たしていること。
 - ① 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知」を受理している場合には、この限りではない。
 - ② 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
 - ③ 申請者が暴力団ではなく、申請者の役員等が暴力団員ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴

力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

(3) 個人ばく露測定が別表の第 2 欄に掲げる経費に該当すること

(4) 個人ばく露測定の実施件数が、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業（以下「リスクアセスメント対象物取扱作業」という。）に従事する者の数を超えないこと。ただし、リスクアセスメント対象物取扱等作業従事労働者数が 1 名である場合を除く。

（交付決定の通知）

第 7 条 全衛連は、それぞれの間締切日後おおむね 1 か月以内に交付決定した補助金額について別添様式 2 により申請者に通知する。

2 全衛連は、交付の決定をしないときは、その旨を別添様式 3 により通知する。

（補助金の請求）

第 8 条 交付決定の通知を受けた申請者は、交付決定通知後、令和 8 年 2 月 28 日までに別添様式 4 により、個人ばく露測定定着促進補助金請求書を提出しなければならない。

2 別添様式 4 の提出が令和 8 年 3 月 1 日以降になされた場合は、当該申請に係る補助金の支払いを行わない。

（補助金の交付）

第 9 条 全衛連は、申請者から第 8 条に規定する別添様式 4 の報告を受けた場合、交付決定額の範囲において、申請者の指定する口座に振り込み、その旨を別添様式 5 により申請者に通知する。

2 実際の個人ばく露測定に要した経費が交付決定額を下回った場合には、当該交付決定額を基準として本規程別表の第 4 欄による算定方法により算定する。

（申請の取下げ）

第 10 条 交付決定前に申請者から申請の取下げがあった場合、全衛連は交付申請受付を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

（再申請）

第 11 条 申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者は、内容を再度検討し、公募期間中に再度申請をすることができる。

（電子申請による手続き）

第 12 条 申請者は第 5 条で定める申請書（別添様式 1）、第 8 条で定める実績報告及び補助金請求書（別添様式 4）、第 10 条で定める申請の取下げ、第 11 条で定める補助金交付再申請書（別添様式 6）について、全衛連の指定するメールアドレスに当該書類データを添付する方法により提出することができる。

(補助金交付後の解除等)

第 13 条 全衛連は、申請者が提出した書類に重大な誤りがあると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を解除することができる。

2 全衛連は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 申請者がこの規程に従って全衛連に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査等本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとする。

(本規程の上位判断)

第 15 条 本規程の運用について疑義が生じた場合、厚生労働省が定める個人ばく露定着促進補助金交付要綱、個人ばく露定着促進補助金事業実施要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、適正化法施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の定めるところにより処理する。

附則

本規程は令和 7 年 5 月 27 日より適用する。

別表

1 補助金の対象となる者	2 補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
個人ばく露測定を実施する中小企業事業者等	次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費(消費税は除く) ①「化学物資等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づき実施されたデザイン及びサンプリング ②①の方法による採取試料の分析 ③作業環境測定士派遣料	個人ばく露測定及び分析等 1 名当たり 5 万円	第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の 2 分の 1 を交付額とする。 なお、申請できる経費は当該事業場のうち 1 作業場当たり 5 万円を上限とする。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は 10 万円を上限とする。

様式 1

令和 年 月 日

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書

申請事業場名

代表者職名・氏名 (押印不要)

下記資料を添付のうえ、令和 7 年度個人ばく露測定定着補助金を申請します。

記

- 1 事業場等概要（別紙 1）
- 2 確認書（別紙 2）
- 3 見積書（写）
- 4 作業場所概要見取図

＊ 令和 7 年度個人ばく露測定定着補助金交付申請書に記載された個人情報、補助金交付のための業務のみに使用いたします。 ☒をお願いします。

☐同意します ☐同意しません

別紙 1

事業場等概要

1 企業（事業者）の名称等

企業（会社・団体）等の名称	
所在地	〒
代表者の職名・氏名	
業 種	
資本金又は出資金	
従業員数（企業全体で）	
中小事業者であることの確認 A 小売業 B サービス業（物品賃貸・宿泊・ 娯楽・複合サービス業） C 卸売業 D その他（農・林・漁・製造・ ・建設・運輸の各業） その他	左記 A～D の業種で下記に該当するものに ☒ 入れて ください A で 50 人以下又は 5,000 万円以下に該当 . . . ☐ B で 100 人以下又は 5,000 万円以下に該当 . . . ☐ C で 100 人以下又は 1 億円以下に該当 ☐ D で 300 人以下又は 3 億円以下に該当 ☐ その他厚生労働大臣の承認を受けている。 ☐
労働保険番号	

2 事業場概要（今回の申請に係る事業場）

（１）事業場名 複数ある場合はそれぞれの事業場名	① ② ③
（２）従事者数	①の事業場 ②の事業場 ③の事業場

(3) 安全衛生管理体制 (企業全体で)	衛生管理者 _____ 名 安全衛生推進者 _____ 名 又は衛生推進者 _____ 名 化学物質管理者 _____ 名
(4) リスクアセスメント対象物 取扱い等作業の概要 対象人数及び週当たりの平均的な 化学物質取扱い日数	取扱い作業場数 _____ 箇所 対象人数 _____ 名 対象者1名当たり、週当たりの 化学物質取扱平均日数 _____ 日
(5) 作業環境測定機関名 及び測定を行う作業環境測定士の 個人サンプリング法の登録	名称 _____ 登録番号 _____ サンプリング登録の有無 ☐あり ☐なし

3 個人ばく露測定定着促進補助金について

(1) 申請に係る個人ばく 露測定について	この申請に係る測定について、それぞれの問いに答えてください。 ① 「化学物質リスクアセスメント指針」、及び「濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に基づく個人ばく露の測定である。 ☐はい ☐いいえ 「いいえ」の場合、補助金は認められません。 ② 法令に基づく作業環境測定の結果第三管理区分が改善できない場合の措置又は法令に基づくアーク溶接作業の措置としての個人ばく露測定である。 ☐はい ☐いいえ 「はい」の場合、補助金は認められません。 ③ この測定は、作業環境測定（C測定、D測定）ですか。 ☐はい ☐いいえ 「はい」の場合、補助金は認められません。
----------------------------------	---

(2) 個人ばく露測定対象 物名、試料、採取方法、 分析方法 (申請に係る化学物質が 複数ある場合それぞれ、 記入してください。)	① 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____
	② 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____
	③ 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____
	④ 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____
	⑤ 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____ * これを超える場合は別紙にて提出してください。
(3) 申請する個人ばく露 測定実施件数に関する こと	個人ばく露測定の実施件数について該当する□に☑を入れて ください。 * 申請作業場において a リスクアセスメント対象物取扱作業員数 () b 個人ばく露測定実施件数 () ① a=1 の場合、b の制限なし □ ② a ≥ 2 の場合、b ≤ a である □

4. 補助金の計算

(1) 作業場数及び対象 労働者数、作業場ごとの補助金額、複数作業場がある場合は作業場ごとに<u>測定対象</u>人数を記入してください	① 1 作業場の場合 作業場名 () 作業の名称 () 作業内容を記入 対象人数 () 人 見積価格 () 円 1 名当たり 5 万円を超える場合は 5 万円/1 人とし、合計の見積額 補助金額 上限 2.5 万円 () 円 (×1/2) () 円→ () 円
	② 複数作業場の場合 * A 作業場名 () 作業の名称 () 作業内容を記入 対象人数 () 人 見積価格 () 円 1 名当たり 5 万円を超える場合は 5 万円/1 人とし、合計の見積額 補助金額 上限 2.5 万円 () 円 (×1/2) () 円→ () 円
	* B 作業場名 () 作業の名称 () 対象人数 () 人 見積価格 () 円 見積額 補助金額 上限 2.5 万円 () 円 (×1/2) () 円→ () 円
	* C 作業場名 () 作業の名称 () 対象人数 () 人 見積価格 () 円 見積額 補助金額 上限 2.5 万円 () 円 (×1/2) () 円→ () 円
	* D 作業場名 () 作業の名称 () 対象人数 () 人 見積価格 () 円 見積額 補助金額 上限 2.5 万円 () 円 (×1/2) () 円→ () 円 (税抜価格を記入し、見積書を添付してください。) * 対象作業場が 5 以上の場合別紙を付けてください。
(2) 申請補助金額の計算	上記欄の補助金の合計額 1 作業場の場合上限 2.5 万円 () 円 複数作業場の場合上限 10 万円

5 作業場所概要見取図（別紙でも可）

今回補助金を申請する化学物質取扱い等作業場所を示してください。作業場所が複数ある場合、各々の箇所と作業場名が分かるように記載してください。寸法等は正確でなくてもよいです。模式的で結構です。

令和 年 月 日

確 認 書

申請事業場名

代表者職名・氏名

(押印不要)

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金の交付申請に当たり、下記事項に間違いのないことを確認します。

記

- 1 当事業場は、雇用保険、労災保険、社会保険等に参加しており、令和 7 年度における保険関係が成立しています。
- 2 当事業場は、過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けておりません。
- 3 当事業場は、過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検されたことはありません。
- 4 当事業場の代表者、役員等は暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していたりしていません。
- 5 補助対象経費について、労働安全衛生法令以外の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けようとしていません。

様式 2

番 号
令和 年 月 日

申請事業場名

代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付受付で交付申請のあった標記について、下記金額を交付することを決定したので、令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付規程第 7 条第 1 項に基づき、通知します。

この通知以降、速やかに、個人ばく露測定を実施し、様式 4 「個人ばく露測定定着促進補助金請求書」をご提出（令和 8 年 2 月 28 日必着）ください。

記

補助予定額： _____ 円

様式 3

番 号
令和 年 月 日

申請事業場名

代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付受付で交付申請のあった標記について、交付の対象となりません
でしたので、令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付規程第 7 条第 2 項に基づき、通知し
ます。

令和 年 月 日

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書

申請事業場名

代表者職名・氏名

(押印不要)

令和 年 月 日付にて送付いただきました「令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付決定通知書」に基づき個人ばく露測定を実施いたしましたので、報告します。

つきましては、下記口座あて補助額を振り込みいただきますようお願いいたします。

記

振込先

金融機関名： _____

金融機関コード： _____

支店名： _____

支店コード： _____

口座の種類： ☐ 普通預金 ☐ 当座預金

口座番号： _____

口座名義(フリガナ)： _____

口座名義： _____

振込先： ゆうちょ銀行

記号番号： _____

口座名義(フリガナ)： _____

口座名義： _____

請求額： _____ 円

添付書類

- 1 個人ばく露測定結果報告書（写）
- 2 請求書（写）
- 3 領収書（写）又は 振込証明書（写）

(お願い) 金融機関名、口座番号、口座名義につきましては、お間違いのないように
ご記入ください。

様式 5

番 号
令和 年 月 日

申請事業場名
代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金振込通知書

令和 年 月 日付で報告のあった様式 4「令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書」に基づき、下記金額を貴事業場指定の口座に振込を行ったため、その旨通知します。

記

振込額： _____ 円

様式 6

令和 年 月 日

令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付再申請書

申請事業場名

代表者職名・氏名 (押印不要)

令和 年 月 日に提出した令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金申請については
交付決定の対象とならなかったため、再度、令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金を申
請します。

なお、下記資料は令和 年 月 日の申請時に提出したものと変更ありませんので、添付
を省略します。

- 1 事業場概要（別紙 1）
- 2 確認書（別紙 2）
- 3 見積書（写）
- 4 作業場所概要見取図

* 令和 7 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付再申請書に記載された個人情報、補助
金交付のための業務のみに使用いたします。 ☒をお願いします。

☐同意します ☐同意しません